

# 交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2023年10月 5日

No.1

## 2023 年度総合労働協約 改定に関する団体交渉を行なう

～申第1号「2023年度総合労働協約」改定交渉～

中央本部は9月11日と15日、22日の3回に亘り「2023年度総合労働協約改定に関する申し入れ（申第1号）」の団体交渉を行ない、労働協約Ⅰ（労使間の取扱いに関する労働協約）及び労働協約Ⅱ（労働条件に関する労働協約）について厳正な運用を求めました。主な主張については以下の通りです。

- ① 信義誠実の原則に従い健全な労使関係を確立すること。
- ② 慢性的に発生している欠員対策として新規採用を継続的に行ない、適正な要員配置を早急に行なうこと。
- ③ SASについてマウスピースを治療器具として認めること。またSASについての貨物会社の基準と考え方を明らかにすること。あわせて、指定医療機関を拡大すること。
- ④ 公共交通機関及びガソリン等の燃料の値上げに伴い、通勤手当の上限及び支給額を引き上げること。
- ⑤ 就業規則第78条に女性社員に対する「つわり休暇制度」を新設すること。
- ⑥ 在職年齢年金制度が見直しされ、年金の支給が停止される基準が見直されたことからシニア社員就業規則第18条「基本給表」の別表第1で「コースA」及び「コースB」のそれぞれの該当地域における各月額を10万円加算すること。

議論の結果、以下の項目について確認しました。

- ① 労使関係については、従来と変わるものではない。これまでの議論を踏まえ、今後も健全な労使関係を築いていく。
- ② 来年度も新規採用を実施し、適正な要員配置に努めていく。また採用数については各支社の要員実態や必要な採用数も尊重し考えていく。教育の充実と離職対策も実施していく。
- ③ C-PAP（シーパップ）は定期的に医師が機能と使用の有無を確認しており、治療の効果や安全の担保が確認できるため、C-PAP としている。精密検査や治療の判断基準はこれまでと変わりはない。また、精密検査と医師の診察が速やかに行われるように、他支社の指定機関でも対応できるよう進めていく。
- ④ 物価の上昇や燃料代の高騰は認識している。引き続き、議論していく。
- ⑤ 有給の休暇とする考えはないが、取得しやすい制度とするために管理者をはじめ社員に制度を周知していく。また、「生理休暇」の認証名称を変更し、取得しやすい制度としていきたい。
- ⑥ 今後、定年年齢が65歳に延長されることから引き続き、議論していく。

「総合労働協約」は、組合活動の保障と、将来にわたって安心して働ける労働条件の構築のために大切なものであり、中央本部は今後も取り組みます。なお、交渉内容の細部については各級機関に別紙を送信していますので参照して下さい。

以上